



第374号

昭和43年12月20日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所

編集兼発行人 総務部 秘書課

印刷所 サレキ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたながい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよるごびに生きましょう。

市の動き

●チビッコ広場ができました

育ちざかりのこどもたちのために私有地（休閒地）の提供をうけ、児童公園をつくるチビッコ広場の建設をいそいでいましたが、このほど遊具の設置と整備を終え、今月から使っていたることになりました。

できたのは次の6カ所で、貴重な土地を提供していただいた方々の意志をくんで、広場を荒らさないよう使いましょう。

なお、1カ所（楢松町7丁目、青年会跡）近く建設する予定です。

（写真は東山本チビッコ広場で元気に遊びこどもたち）



▷東山本チビッコ広場（東山本5丁目44）＝面積 294平方m（稲葉利雄さん所有地を3年契約で借用）ブランコ、スベリ台、砂場ベンチ3台

▷波川神社チビッコ広場（楢松町3丁目）＝面積 300平方m（神社所有地）で、スベリ台、砂場など

▷刑部チビッコ広場（刑部410）＝面積241平方m（市有地）で、ブランコ、スベリ台、砂場など

▷山本町北6丁目チビッコ広場＝面積 197平方m（市有地）で、スベリ台、砂場

▷山本町北5丁目チビッコ広場＝面積 140平方m（市有地）で、スベリ台、砂場

▷月美野チビッコ広場（南小阪合町3丁目）＝面積 271平方m（市有地）で、ブランコ、スベリ台

なお、こどもたちのために広場の土地を無償で借していただきました上記の皆さんに、市では固定資産税を免除しています。

●給食センターの建設がはじまりました



教育委員会では、学校給食を大量に調理する給食センター（市学校給食共同調理場）の建設にかかるため、今月20日、現場の千塚333の2で地鎮祭を行ないました。

この給食センターは、高安中学校の南隣りにあり、2,297㎡の敷地に鉄骨造平家建（1部2階、建築面積 1,302㎡）建築費、厨房設備など総工費 8,500万円建てています。

完成は来年3月の予定で、新学期から業務を開始します。1日の調理能力は、10校分、1万食で、パンとミルクを除く材料を一括購入して、小学校10校分をセンターで共同調理し、大型コンテナ車で各学校に運びます。残りの7校はセンターから送られる材料で単独調理をします。

センターでの共同調理は1万食を作ります

ので、調理を能率的にするために、ほとんど機械で行ないます。たとえば、大根やキャベツの野菜をこまかく切る自動食品切替機、にたきにつかうライスボイラー、天ぷらなどをあげる連続揚物機、食器を洗い消毒する食器洗浄機など衛生的な最新機の厨房設備が導入されます。

●忙しくなります火の元点検を忘れないでください



お正月の準備が始まりますと忙しくなり、いつもあまり使わないコンロなどをもちだすなど、なれない仕事が多くなります。こんな時に思わぬところで事故を起こしがちです。ことしのしめくくり、新年への飛躍も防災を完全にしてからの話です。

歳末の火災は、人の寝静まった深夜におこりがちです。これらは昼間のたばこ火の不始末や、残り火の消火が完全でなかったために長時間人に見えにくい所でくすぶり続け、見た時は火の海だったとよく聞かれます。このような火災は死傷者を多く伴ない、大火となっています。お寝み前には急入りに火の元の点検をしてください。

■たばこの火が危険です

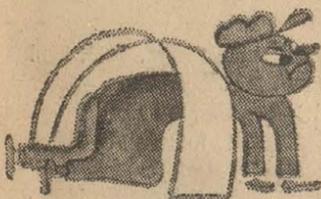
床、紙屑、ふとんなどの上にたばこ火などを落としたことに気づかず寝てしまって焼死した人。ゴミ箱の吸殻の火から深夜大きな火災を起こした家。これらはちょっとしたお互いの注意で防ぐことができます。

■たき火にも注意してください

この季節になりますと、空気が乾燥して、風の強い日がつづきます。たき火の残火や飛火による火災を無くすために、

- たき火をする時は、そばに十分な水を用意しましょう。
- 多くのものを一度に燃やさないようにしましょう。
- たき火をした後の残火は十分注意して、必ず水で消してください。
- 火災とまざらわしい火煙を発する場合は消防署に届け出てください。

●越境入学をなくすことに決めました



越境通学。こどもさんがおられるご家庭では恐らく一度は話題にのぼったことばでしょう。越境して通学している人は市内でも小学生420人、中学生305人もいます。

このような越境して通学することは、人間として正しく生きることを学ぶ教育そのものに反します。もちろん就学についての規定に反する違法行為であり、社会の秩序をみだす差別でもあります。

市教委では来年1年生からこの越境通学を完全になくすことをきめるとともに、現在越境通学をしている方にはすぐ正しい住所へ住民登録をして、きめられた校区の学校へ転学していただくことになりました。八尾市から

1人も越境者をださぬよう市民のみなさんのご協力をお願いします。

そのため、とくに次のことを必ず守ってください。

・住民登録は正しい住所を登録しましょう
来年4月から住民基本台帳法による新しい住民票が作られます。この住民票は従来のものとはことなり教育、選挙、国民年金、健康保険のすべてがこの台帳をもとに行なわれます。不正な住民登録をされますとみんなが迷惑するばかりでなく、みなさん自身の権利義務を失うことにもなります。住所は正しく届けましょう。

住民票の記載地と実際の居住地とが違つと

きはお子さんの実際の生活の場所に届け出るようにしてください。

また、越境しようとする人の依頼をうけたり、いつわりの住民票の場所を提供するようなことは絶対にしないでください。



人の動き = 43・12・1 =

人口総数	193,491 (+1,061)
男	100,292 (+ 511)
女	93,199 (+ 550)
世帯数	59,333 (+ 398)
() 内は前月よりの増減です。	

やお市政だより

昭和43年12月20日

2

第374号

市の行事

12/26 (木)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★図書室休業(教育センター内) 1月8日まで
27 (金)	★家児 10.00~16.00 福祉会館
28 (土)	★御用納め ★市役所平常事務は午前中
29 (日)	★納税特設窓口 10.30~12.00 相生町日之出市場、植松渡川神社 ★ 14.00~16.00 竹淵新町温泉、南陽温泉
30 (月)	
31 (火)	
1/1 (水)	★元日
2 (木)	
3 (金)	
4 (土)	★御用始め
5 (日)	
6 (月)	★市役所平常事務開始 ★家児 10.00~16.00 福祉会館
7 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館
8 (水)	★消防出初め式 10.00~ 帝国製系グラウンド ★家児 10.00~16.00 福祉会館
9 (木)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★図書室開室
10 (金)	★ジフテリア、百日せき、破傷風の混合予防接種(第2回) 13.30~15.00 八尾幼、大正小 ★家児 10.00~16.00 福祉会館

★この欄は切り取って適当な所へ貼ってください。余白はメモにどうぞ。



《市役所事務は28日午前中》

年末の市役所の事務は28日(土)午前中で終わりますが、市役所へご用事のある方はなるべく27日(金)までにお越しください。

取税課では、市民税、固定資産税の取納事務を29日(日)まで、市役所取税課、西郡出張所と納税移動窓口車で行ないます。土曜日にも取税課窓口は5時まで開いていますので、年内に納税していただきやすいようお願いします。



《年末のゴミは25日までに》

清掃課では、年末のごみ収集作業を12月31日まで行ないます。地区によっては28日ごろから最後の追い込みにはいりますので、家の中を掃除されたごみはできるだけ25日までに出してくださるようお願いします。

ダスト・ボックス地区は自治振興委員さんを通じて年末年始用として紙袋を配布します。ボックスがいっぱいになった場合、ごみを紙袋に入れて、ボックスの横に置いてください。



《出初め式は1月8日です》

新春恒例の消防出初め式は、来年1月8日午前10時から安中町2丁目の帝国製系グラウンドで行ないます。

消防職員・団員 355人、消防車両30台が出動、さらに市内事業所の消防隊も加わり、日ごろの訓練の成果を市民のみなさんに披露しますので、多数ご観覧にお越しください。



《竹淵東幼稚園の募集》

市立竹淵東幼稚園ができましたので園児を募集します。募集人員は84名(2学級)で願書用紙交付は来年2月下旬、願書の受付は3月上旬の予定です。くわしくは当市政だよりでお知らせします。

注

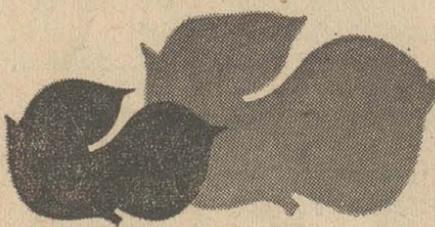
家児 = 家庭児童相談

● はたちの門出、成人祭、は1月15日です

来春、新しく成人になる若人の門出を祝う成人祭を開きます。新成人の方はぜひご出席ください。

▷新成人=昭和23年1月16日から昭和24年1月15日までに生まれた市内在住者(当日は華美にならない服装でお越しください)

▷と き=昭和44年1月15日(成人の日)
午前の部(八尾、山本、久宝寺、西郡の各地区の方) = 午前10時開会。



午後の部(竜華、竹淵、大正、南高安、高安、曙川志紀の各地区の方) = 午後1時30分開会。

▷と ころ=市立教育センター(清水町1)
▷プログラム=第1部記念式典 第2部講演 朝日新聞東京本社調査研究室長 平野一郎氏

なお、新成人の方で12月25日ごろまでに通知が届かない方は社会教育課(TEL23-5101~2)へご連絡ください。



やお市政だより

第374号

3

昭和43年12月20日

お知らせ

●国民年金のこと

■保険料が1カ月につき50円あがります

国民年金の保険料が来年1月から50円あがり、現在1カ月200円おさめている人は250円に、250円おさめている人は300円になります。

年金額は昨年1月から「夫婦で1万円」と従来にくらべて2.5倍と大幅に上げられ、一段と内容が充実しました。この年金給付は

保険料とその半額の国の負担金と合わせて積立て内から支出されますので、給付と保険料の収支がつりあっていなければなりません。

そこで、年金額の引上げにともない、保険料を段階的に引上げることになり、まず42年1月から100円を200円に、150円を250円に引上げ、第2回として来年1月から200円を250

円に、250円を300円にとそれぞれ50円づつ引上げられることになったものです。

豊かな老後を築くためにも、来年1月からの保険料もいまままでおき金とのおさめましょう。

●水道のこと

■水道料金の納入に口座振替制度をご利用ください

水道局では、水道料金の支払いを簡単にするため、市民の皆さんが預金されている金融機関の預金口座から水道料金を差引く口座振替制度を行なっています。

この制度は、水道局から連絡を受けた金融機関が、皆さんの預金口座から水道局の預金口座へ金額を移して水道料金を支払い、支払済みの領収書を郵送してお知らせする方法で

す。この方法をご利用になりますと何かと手間がはぶけて大変便利です。

取扱い金融機関は次のとおりですが、これまでの銀行、郵便局のほか新しく今月から農業協同組合(5店)が加わりました。

ご利用になりたい方は、水道局営業課各金融機関にお問い合わせください。

▷銀行一次の銀行の府下の本、支店。近畿相

互銀行、幸福相互銀行、三和銀行、住友銀行大和銀行、富士銀行、八尾信用金庫。

▷郵便局—大阪府金局管内の各郵便局

▷農協—次の農協の本、支店と出張所。久宝寺農協、高安農協、三野郡農協、八尾農協、竜華農協。

●市史のこと

■八尾市史近代編の編さんにかかります

市では、市制施行20周年を記念して、近代以降の八尾市史の編さんにとりかかります。

八尾市史はすでに33年に記述編、35年に史料編を刊行しましたが、明治以降の部分について、あらためて八尾市史を編さんすることになったもので、今月14日、執筆者にあたる

6人の編集委員を決めました。

編集室は教育センターに設けられ、資料の保管執筆、編集委員会を行ない、45年度中に市史を刊行する予定です。

編集委員は次の方々です。

西岡三四郎(市社会福祉協議会会長) 沢井

浩三(府教育百年史編さん室長) 井ノ口豊男(八尾高教諭) 村越末男(高知大講師) 辻合

喜代太郎(大阪市立大学助教授) 富田八郎(清友高校長)の各氏と市職員12人。

●新成人のこと

■新有権者の感想文を募集しています

よりよい民主政治を実現するためには、明るく正しい選挙を行なうことで、はじめて達成されますが、選挙の表情は、理想とする姿にほど遠く、ごんご一層の努力をまたなければならぬ現状にあります。

一日も早く明るく正しい選挙を実現するためには、新しく有権者となられる青年男女の新鮮な感覚と意欲に期待するところがきわめて大きいものがあります。ことに成人としての門出に際し、新たに政治に参加する意義を一層深めていただくことは重要なこととおもいます。

このような主旨で、選挙についての感想文を次のとおり募集しますからふるってご応募ください。

▷感想文の内容と標題—新有権者としての民主政治とくに選挙に対する自覚を内容とするもの。標題は自由

▷枚数—200字詰原稿用紙10枚以内

▷応募資格—昭和23年1月1日から同24年12月31日までに生まれた者

▷しめきり日—来年1月31日(当日消印のもの有効)

▷提出先—大阪府選挙管理委員会(大阪市東区大手前二丁目1大阪府庁内)

▷入選者決定—昭和44年3月中旬「私たちの広場」で

▷賞状および賞金—1等 1点 2万円、2等 2点 1万円、3等 3点 5千円、佳作 若干 2千円

■「はたちの声」を募集しています

成人の日を記念して「はたちの声」の感想文を募集しています。内容は成人となった感想、決意などでとくに制限はありません。

▷枚数—400字詰原稿用紙3枚以内

▷しめきり日—昭和43年12月28日

▷応募資格—昭和23年1月16日から24年1月15日までに生まれた市内在住者

▷提出先—市立教育センター内社会教育課(清水町1-1-6)封筒の表に「はたちの声」と朱書してください。

▷発表—昭和44年1月15日の「成人祭」で入賞者を発表します。なお、当市政だよりで優秀作1点を掲載します。

●調査のこと

■地籍調査は来年早々はじまります

地籍調査は、福万寺町、福栄町、上之島町で行なっていますが、新年も調査を計画しています。

現在、土地については登記簿や字切り図がありますが、長い年月の間に、土地の現況と合わないところが相当あり、この調査で、現況や利用目的などを重点に、正しい位置、形状、地目、地番、地積、所有者などを明かにします。

次の地域内の土地所有者の方々は、直接現地調査(筆地調査)日時を連絡します。調査当日には、所有者の方はぜひ現地へお越しくださいますようお願いいたします。

もし、お越しいただけない場合には代理の方で結構です。どなたもお越しにならないと土地の境界にかかわらず調査ができないこと

になりますし、あらためて部分的な調査もできませんのでご注意ください。

当日都合の悪い場合は、あらかじめご連絡願います。調査の目的などについては、後日直接所有者の方にご連絡いたします。なお、こんどの調査区域内で新しく土地を売買された方がありましたら、登記を完了されておられるようお願いいたします。

調査は高砂町1、2、3、4、5丁目、桂町4、5、6丁目、小畑町1、2、3丁目、長池町1、2、3丁目、緑ヶ丘4丁目の順で1月中ごろから行ないます。

■工業統計調査にご協力ください

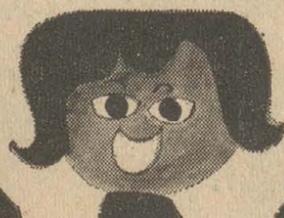
行政課統計係では、12月31日現在で、工業統計調査を実施します。

この調査は工業の国勢調査といわれるもので、ありのままの工業のすがたをとらえ、国や地方公共団体の施策に、民間企業の実務上の資料として広く利用されています。

今月25日頃、統計調査員が市内の事業所におうかがいしますので、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、統計調査員が集める個々の調査票は統計目的以外に使用することはありませんので、ありのままご報告ください。

●税金を完納して明るいお正月をむかえましょう



「さわやかなお顔ですネ……」
「そりゃあ、もう税金も納めたし、あとはお正月を待つだけですヨ」
「私も忘れないうちに……」
そうです。今月25日は府市民税、固定資産税の最終納期と国民健康保険税の第5期分の納期限です。市税を完納してサッパリした気分でお正月をむかえましょ

う。
休日でも次のところで行ないますからご利用ください。
▷12月29日(日) 4時まで、市役所1階収税課窓口
▷12月30日(月) 3時まで
▷12月31日(火) 3時まで
いずれも、市内銀行、信用金庫、農協、郵便局



やお市政だより

第374号

4

昭和43年12月20日

市の話題

☆お正月を前に しめなわ作り



お正月を前に、しめなわ作りの名人、浅井福松さん宅（恩智 523）では、府下各地から毎日注文が殺到して、しめなわ作りが進んでいます。

福松さん（62）は、17歳の時、お姉さんのとつき先へ手伝いに行きしめなわ作りを覚え、それから45年間しめなわ作り一筋に生きてきた人で、いまでは、見覚えや自分で研究して作ったものを含めると約50種類のしめなわを作れるとのこと。その間、福松さんは昭和34年に長さ2.5m、太さ1.3mの大しめなわを作ったことがあり、「いままでにしめなわ作りの教え子は200人以上いるでしょう」と元気に話していました。

☆校長がうさぎ 小屋のプレゼント

「教材用にうさぎを2匹もらったのにうさぎ小屋がないので作ってほしい」という児童の願いに、何とかこどもたちの夢をかなえてやろうと桂小の山田校長が毎日コツコツ慣れない大工仕事をやり、立派なうさぎ小屋を作りました。

うさぎをもらったのは1年生で「小屋がないので、うさちゃんがかわいそうや」と担任の先生にお願いしたところ、1年は大工経験のない女の先生ばかり。そこで山田校長が材木やブロック、金網を買ってきて大工仕事を始め、このほど縦3.2m、横1.2m、高さ2mの立派なうさぎ小屋を作り上げたものです。



☆大正幼で「お店ごっこ」

今月12日、大正幼稚園で園児たちが売手とお客に別れて「お店ごっこ」を行ないました。

これは、園児たちに実際に品物の販売や買物をさせて、社会性を養うために開いたもので、140人の園児たちは1カ月前から色紙や画用紙を使って野菜や果物、魚、おもちゃなどを作り、15店が「店開き」をしました。

値段も最近の物価高を反映して、大根40円、ねぎ20円と高値が付き、お客の園児たちは、牛乳ピンのふたで作った「お金」を持って思案顔する一幕もあり、參觀にきたお母さん方を感じさせていました。

☆騒音実態調査はじまる

私たちのまちを静かな住みよい環境にするため、今月10日から住宅地域、準工場地域など10カ所で騒音実態調査がはじまりました。

府の公害防止条例によりまず住宅地域では昼間で60ホン以下と決められていますが、新しい騒音規制法では55～60ホンの間であればよいことになっていますので、これまでの基準を引き下げる必要があるかどうかを調べるものです。

この結果は府でまとめられ、各市の結果と合わせて新しい基準が定められることになっています。



☆歳末助け合い運動へ絵画バザー展



絵が好きな人の集まり、ホワイト美術クラブでは、絵画バザー展を今月13日から15日まで教育センターで開きました。

このバザー展は、毎年恵まれない人に明るい新年をむかえてもらおうと開いているもので、ホワイトクラブの会員が持ちよった小品の油絵40点と俳画クラブからの色紙40点を展示即売しました。

15日の日曜日には多くの市民が絵を買いにこられたので、52点、5万円の売上げ。このお金は早速、市社会福祉協議会を通じて、福祉施設などに贈られました。

しあわせを築く道

同和教育の手引 9

これまで、同和教育について、最初に誰もがもつ疑問おかしがちな誤りを解く形で、この欄を続けてきましたが、次に持つ疑問は「ではなぜ、部落ができたのか」「部落はなぜ差別されるようなことになったのか」ということだと思われまます。

この問いに答えることは、同和教育を正しく認識するために非常に重要ですから、次号から「部落の歴史」として少し詳しく説明します。

部落の起源について、誤ったいろいろな説があることは前にのべましたが、はっきりいえることは、部落は、封建社会において政策的につくり出された身分制度が生んだものであり、部落の歴史は、身分差別の歴史に外ならないということです。

私たちは、同和教育が、国の責任にかかる問題であり国民全体の課題であることを学んできました。

そして今、私たちは、歴史の流れの中で、もう一度、



私たちの部落問題に対する命題を確認しようとしているのです。

民主憲法は高らかに人権の尊さ、人間の自由と平等をうたっています。しかし、まだ、ここに厳然として差別があり、被差別部落が残されているのです。明治4年に解放令が出てすでに百年もたち、しかも民主憲法が公布されて二十数年を経た今日、ゆがめられた政策、泥められた差別の歴史の残しが、私たちの社会にあるのです。

部落の歴史を学び、部落差別の根拠が、地区にも、その地区の人たちにも、全くかわりなく、為政者の作りものであることを深く再認識するとともに、日本の恥ともいふべき、この差別の実態およびいまいましい差別感を払拭し、憲法が保障する人が人として、ほんとうに尊ばれる社会を一日でも早く実現できるよう、私たちの心構えを正そうではありませんか。